

市長交際費の支出に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、市長が、市政の推進に必要な外部との交際のために支出する市長交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めることを目的とする。

(種別及び支出範囲等)

第2 市長交際費の種別及び支出範囲等は次に掲げるとおりとする。ただし、交際上特に必要があると認められる場合には、市長が認める種別及び範囲において取り扱うものとする。

(1) 慶弔費

ア 生花代は、原則として1基あたり1万5千円を上限として支出するものとする。

イ 弔慰金等は、別表1のとおり支出するものとする。

(2) 諸行事・催し物の会費等

各種大会、式典及び懇親会等に市長が出席する場合の会費は、金額の指定がある場合はその金額を限度として、金額の指定がない場合は原則として1万円を上限とし、会場等を考慮してその都度決定し支出するものとする。職員等が、市長の代理として又は市を代表して出席する場合も、市長出席の場合に準じて支出できるものとする。

(3) 渉外関係費

ア 各種機関との折衝、交渉、打合せ及び市政運営に関する懇談会経費については、実費を支出するものとする。

イ 土産代など交際物品費については、実費を支出するものとする。

ウ 病氣見舞については、市政と関わりの深い者でおおむね15日以上の入院の場合のみ、原則として1万円を上限として支出するものとする。

エ 餞別については、原則として1万円を上限として支出するものとする。

(4) 広告、賛助等経費

広告料、掲載料及び記念品については、原則として1万円を上限として支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他の政治団体又はその支部に対するものには支出しない。

3 各行政委員会等において支出が重複すると思われる場合は、必要に応じ調整するものとする。

(その他)

第3 この基準に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

別表 1

役職名	本人			配偶者		実 父 母 子	
	弔慰金	生花	弔辞	弔慰金	生花	弔慰金	生花
市長・副市長・教育長	別途定める	1対	有	1万	1基	1万	1基
元市長・副市長・助役・収入役・教育長	別途定める	1対	有	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
市議会議員	1万	1対	有	1万	1基	1万	1基
元 〃	1万	1基	無	1万	1基	別途定める	別途定める
前職待遇者・地元選出都議	1万	1基	有	1万	1基	1万	1基
地元選出国會議員（元職含む）	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
多摩地域市町村長	1万	1基	無	1万	1基	別途定める	別途定める
元 〃	別途定める	別途定める	無	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
多摩地域副市長・助役・収入役・教育長（元職含む）	別途定める	別途定める	無	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
市内官公庁の長	1万	1基	無	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
教育委員会委員 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査会委員	1万	1基	有	1万	1基	別途定める	別途定める
元 〃	1万	1基	別途定める	1万	1基	別途定める	別途定める
農業委員会委員	1万	1基	無	1万	別途定める	別途定める	別途定める
元 〃	1万	1基	無	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
その他地方公務員法第3条第3項に該当する非常勤特別職	別途定める	別途定める	無	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
死亡により感謝状を贈呈される者	1万	1基	無	-	-	-	-
各種団体の正副長（元職含む）	別途定める	別途定める	無	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
市立小中学校長・副校長	1万	1基	無	1万	1基	別途定める	別途定める
市職員（嘱託職員含む）	無	1基	有	無	無	無	無